館長

笠岡市吉田文化会館施設及び器具等損傷（滅失）届

年　　月　　日

笠　岡　市　長　　殿

団体名

代表者

住所

電話番号　　（　　）

笠岡市吉田文化会館条例施行規則第８条の規定により，次のとおり届出ます。
なお，使用者の責任において原状に回復し，損害を賠償します。

使用日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分から 時　　分まで	
使用した施　設	１．２階集会室　　２．２階会議室 ３．研修室（和室）　　４．料理教室	
使用目的		使用人員　　人
概要	(1) 損傷（滅失）した日時 年　　月　　日（　　）　　時　　分ごろ (2) 損傷（滅失）した施設・器具 (3) 状況	

※　下記欄は記入しないでください。

処　　理	①　笠岡市吉田文化会館条例第１０条の規定により，使用者が賠償 ②　笠岡市吉田文化会館条例第１０条ただし書の規定により，賠償額を減額・免除 完結　　年　　月　　日